

## 東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

平成 26 年 12 月 26 日

厚生労働省では、法令及び指針<sup>(注1)</sup>に基づき、東電福島第一原発での緊急作業従事者<sup>(注2)</sup>を対象に、被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施するとともに、その管理を効率的に行うため、被ばく線量、健康診断結果等を登録したデータベースの整備を行っています。

今般、各事業者からの報告等をもとにデータを整理し、長期的健康管理の実施状況を取りまとめました。

(注1)「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成 23 年 10 月 11 日 公示第 5 号)

(注2) 緊急時被ばく限度(100 ミリシーベルト。H23. 3. 14~H23. 12. 16 の間は 250 ミリシーベルト) 適用労働者。原則として H23. 12. 15 以前に作業に従事した者。

### 1 登録証の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」(以下「登録証」といいます。)を発行しています。

登録証は、緊急作業従事者 19,675 人(平成 26 年 11 月現在)のうち、19,338 人(98.3%)に登録証を送付済みです。登録証を送付できていない 337 人(内住所不明等 28 人)については、引き続き住所の確認等を実施していきます。

### 2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量(実効線量)が 50mSv を超える緊急作業従事者(以下「特定緊急作業従事者」といいます。)に対して、「**特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳**」<sup>(注)</sup>(以下「手帳」といいます。)を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成 24 年 9 月に全ての対象者に申請書を送付し申請を勧奨しました(全員に届いたことを確認済み)。今後とも、申請勧奨等を行うこととしています。

現在までのところ、特定緊急作業従事者 904 人(平成 26 年 11 月現在)のうち、781 人(86.4%)に手帳を発行済みです。さらに、平成 25 年 7 月 5 日に発表した内部被ばく線量の再評価により、新たに手帳交付対象となった方 12 名に対しても、申請勧奨を行いました。

(注)申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

### 3 健康診断実施結果のデータベース登録状況等

(1) 緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月に実施された、緊急作業従事者に係る健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を平成 26 年 7 月に実施しました。その結果は表 1 のとおりです。

表 1 緊急作業従事者に対する健康診断実施状況調査結果  
(平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断(特定健診)		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数(人)	1,586	5,205	6,791	1,586	5,149	6,735
対象者数 <sup>(注1)</sup> (人)	1,586	5,739	7,325	1,586	5,739	7,325
実施率(%)	100.0%	90.7%	92.7%	100.0%	89.7%	91.9%

(注 1) 平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月までに、放射線業務に従事したとして 2 回以上被ばく線量の報告のあった者を集計したが、健康診断が義務づけられている「常時放射線業務に従事する者」に該当しない者が含まれている可能性がある。

(2) 緊急作業従事者に対する健康診断<sup>(注1)</sup>結果のデータベース登録状況

平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月に実施された健康診断のうち、平成 26 年 10 月までに登録されたものを取りまとめた結果は表 2 のとおりです。

表 2 電離放射線特殊健康診断等結果のデータベース登録状況  
(平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月まで)

	特殊健康診断			一般健康診断(特定健診)		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録数(人)	1,541	4,166	5,707	1,573	3,642	5,215
対象者数 <sup>(注2)</sup> (人)	1,586	5,739	7,325	1,586	5,739	7,325
登録率(%)	97.2%	72.6%	77.9%	99.2%	63.5%	71.2%

(注 1) 事業者は、電離放射線障害防止規則(以下「電離則」という。)及び労働安全衛生規則に基づき、放射線業務に従事する労働者に対して、6 月以内ごとに 1 回、電離放射線特殊健康診断及び一般健康診断(特定健診)を実施することが規定されている。緊急作業従事者については、電離則第 59 条の 2 に基づき、放射線業務に従事している間、健康診断の結果を厚生労働省に提出することが定められ、その結果はデータベースに登録される。

(注 2) 表 1 の対象者と同じ。

(注 3) 平成 26 年 6 月に健康診断実施状況及び結果の報告状況について調査及び提出督促を行っており、当該督促後に提出された健診結果報告については、現時点でデータベースに未反映のものがある。

4 指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

(1) 指針に基づくがん検診等<sup>(注)</sup>の実施動奨

厚生労働省では、特定緊急作業従事者を雇用する事業者に対して、対象となる特定

緊急作業従事者の一覧を示した上で、平成 24 年度は 6 月から 11 月にかけて複数回にわたって、平成 25 年度は 10 月に、がん検診等の適切な実施を要請しました。

さらに、転居、転職等を行った場合でも、がん検診等を適切に受けることができるよう、年に 1 回、特定緊急作業従事者全員を対象に、現在の住所、所属事業場等を調査します（本年度は平成 26 年 6 月に実施済み。）

（注）「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（以下「指針」といいます。）は、緊急作業従事期間の被ばく線量が 50mSv を超える緊急作業従事者に対して、白内障に関する眼の検査を、100mSv を超える緊急作業従事者に対して、がん検診等の実施をおおむね 1 年ごとに 1 回、事業者を実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

### (2) 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果

厚生労働省では、平成 24 年 10 月以降、平成 25 年 9 月末までに特定緊急作業従事者に対する健康診断等実施状況について、事業場に対する調査を実施しました。その結果は表 3 のとおりです。

表 3 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等の実施状況調査結果  
（平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月まで）

	白内障に関する眼の検査 （細隙灯顕微鏡による）			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
実施者数（人）	370	154	524	135	14	149
対象者数 <sup>（注 1）</sup> <sup>（注 2）</sup> （人）	547	230	777	138	16	154
実施率（％）	67.6%	67.0%	67.4%	97.8%	87.5%	96.8%

（注 1）眼の検査の対象者は緊急作業期間中 50mSv 超の者、がん検診等は 100mSv 超の者。

（注 2）放射線業務に従事している者又は放射線業務以外の業務に従事している者（緊急作業時から引き続き大規模事業者雇用されている者に限る。）（平成 25 年 9 月時点）

### (3) 緊急作業従事者に対する指針に基づくがん検診等結果のデータベース登録状況

平成 24 年 10 月以降、平成 25 年 9 月末までに実施されたがん検診等の結果のうち、厚生労働省に報告があり、平成 26 年 10 月末までにデータベースに登録されている件数をとりまとめた結果は表 4 のとおりです。また、離職者に対して国が実施したがん検診等の結果で、厚生労働省に報告があった件数は表 5 のとおりです。

表4 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果のデータベース登録状況  
(事業者実施分)

(平成24年10月から平成25年9月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)			がん検診等		
	東京電力	協力会社	合計	東京電力	協力会社	合計
登録者数 <sup>(注1)</sup> (人)	317	108	425	86	12	98
対象者数 <sup>(注2、注3)</sup> (人)	547	230	777	138	16	154
登録率(%)	58.0%	47.0%	54.7%	62.3%	75.0%	63.6%

(注1) 東京電力の白内障検査、がん検診等登録数は、データベースへの登録不同意者が除外されている。協力会社については、平成26年6月に督促を行っており、当該督促後に提出された健診結果報告については、現時点でデータベースに未反映のものがある。

(注2) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注3) 放射線業務に従事している者又は放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者に限る。)(平成25年9月時点)

表5 特定緊急作業従事者に対する指針に定めるがん検診等結果の報告状況  
(国による援助分)

(平成25年4月から平成26年3月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
報告数(人)	67	9
対象者数 <sup>(注1)(注2)</sup> (人)	166	20
報告率(%)	40.4%	45.0%

(注1) 眼の検査の対象者は緊急作業期間中50mSv超の者、がん検診等は100mSv超の者。

(注2) 国による援助の対象は、特定緊急作業従事者のうち、職業に就いていない者又は放射線業務以外の業務に従事している者(緊急作業時から引き続き大規模事業者には雇用されている者を除く。)に限る。(平成26年3月時点)

## 5 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成25年度の健康相談実施状況は、以下のとおりです。

表6 実施件数（平成25年4月から平成26年3月まで）

総数	電話相談	窓口における 対面相談	文書による相 談
214件	193件	16件	5件

表7 相談内容分類（平成25年4月から平成26年3月まで）（延件数）

1 被ばくと健康影響について	53
・現在の健康状態と被ばくの関係	37
・現在の健康状態についての労災適用の可能性	8
・その他	8
2 長期的健康管理システムについて	42
・登録証に関する問い合わせ（使途・変更手続き・未送達など）	19
・健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	23
3 被ばく線量の照会	35
・本人からの照会	29
・家族からの照会	6
4 今後の健康管理方法	49
・健康維持管理方法	21
・病気治療についての指導・相談	28
5 企業からの相談	4
6 その他	49